

広瀬義明議員に対する問責決議

広瀬義明議員は、令和7年8月21日に行われた民生常任委員会において、説明者として出席した職員に対し、質疑応答中にもかかわらず突然机を強く叩き大声で叱責した。このことは、執行部より、職員に精神的苦痛を与えるものでありハラスメントに相当する旨及び職員労働組合より、当該事案は看過できない旨議会に対し申し入れがあった。

栃木市においては、職員の良好な職場環境を確保するため、近年問題となっているカスタマーハラスメント対策に全庁を挙げて取り組んでいる。そのようななか、今回の行為は、執行部の指摘の通り明白なハラスメントであり、市民の信託を受けた市議会議員としての自覚を欠き、到底許されるものではない。市民の代表たる市議会議員は、より高い規範意識、倫理観が求められ、地方自治法をはじめ、栃木市議会基本条例や栃木市議会政治倫理条例、栃木市議会会議規則にその旨謳われており、ハラスメントは、議会人として遵守すべき法令を踏みにじる行為である。

また、このことは新聞等でも報道され、一議員の問題にとどまらず、栃木市議会に対する市民の信頼を大きく損ない、議会の品位を著しく傷付けたことは、断じて許されない。

栃木市議会は、あらゆるハラスメントと決別し、真に言論によって栃木市の未来を議論する言論の府であることを決意すると同時に、広瀬義明議員の行為に対する責任と反省を求め問責するものである。

以上、決議する。

令和7年9月29日 栃木市議会